

## 2. 認知症ケアに携わる人材育成のための研修事業の見直し等について

### (1) 認知症介護実践者研修等の見直し等について

#### ① 認知症介護実践者研修等のカリキュラムの見直しについて

認知症介護実践者研修等の標準カリキュラムの見直しについては、既に昨年10月に行われた「都道府県・指定都市認知症施策担当者会議」において、その案を示したところであるが、実施要綱案の構成等を修正したので、改めてお示しする予定である。実施要綱案は平成28年度予算案が成立次第、速やかに正式に発出する予定であるので、各都道府県におかれては、管内市町村に周知の上、標準カリキュラムを踏まえた、研修の実施体制の整備を進められたい。

特に、従前より依頼しているところであるが、平成27年度介護報酬改定により、認知症介護実践者研修等を修了した者の配置を評価する加算の新設や充実のため、当該研修の受講希望者が増加しており、受講することができないとの指摘がなされている。厚生労働省では、昨年4月に関係団体への研修の委託等により研修機会の拡大を図るようお願いしており、積極的に御検討願いたい。また、会場や収容人数、日程等について効率的な運営に資する見直しを行っていただき、受講しやすい環境が整備されるようお願いする。

また、認知症介護実践者研修等の実施に当たっては、企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる認知症介護指導者養成研修修了者（以下「指導者」という。）を十分に活用願いたい。自らの自治体の推薦により指導者となった者だけでなく、別に、介護保険サービス施設・事業所や他の自治体の推薦により指導者となった者の活用なども、関係自治体・関係団体と調整の上、検討されたい。

なお、研修カリキュラムの見直しについては、以前からお示ししており、平成28年4月1日施行予定であるが、同日より1年間の猶予期間を設定することとしている。

## ② 認知症介護基礎研修の創設について

来年度から新たに実施する認知症介護基礎研修については、

- ・ 今後も認知症の人の増加が見込まれることから、あらゆる介護保険サービス施設・事業所等の職員が認知症介護の基礎的知識を有している状況が求められること
- ・ 認知症介護に関する初任者や無資格者を対象とした基礎的な研修がないことから、基礎的な知識や技術、考え方等を修得できる機会を確保することを踏まえ創設するものである。研修受講対象者としては、新任等の介護保険サービス施設・事業所等の介護従事者のうち認知症の基礎的な知識を有していない者に加え、介護保険サービス施設・事業所やサービス付き高齢者向け住宅等で定期的に認知症の方の支援に携わる者も対象と考えている。平成28年度においてすべからく対応することは困難であるが、将来的には、介護保険サービス施設・事業所等の職員の全てが認知症介護の基礎的知識を有する体制の構築をお願いしたい。

老人保健健康増進等事業により、昨年11月から本年2月にかけて認知症介護基礎研修のモデル研修を実施するとともに、各都道府県の研修担当者や研修に携わる指導者に対して講師用テキストの配布等を含め、実施に向けた説明会を行ったところである。各都道府県におかれては、認知症介護実践者研修等と同様、本研修の実施に向けた体制を整備されたい。

また、認知症介護基礎研修の受講に当たっては、標準カリキュラム（6時間分）のうち、通信形式で実施できる「認知症の人の理解と対応の基本」に関する科目（3時間分）の受講をeラーニングにより実施できる仕組みとなっている。eラーニングを活用した場合には、eラーニングを活用しない集合研修（6時間）を実施する場合と比較して、研修会場や講師の確保等において効率的に認知症介護基礎研修を実施することが可能となるため、認知症介護の基礎的な知識を有していない介護従事者等に対してより多くの研修機会を確保することにつながるものと考えられる。

なお、平成28年度の認知症介護基礎研修のeラーニングについては、認知症

介護研究・研修仙台センター（以下「センター」という。）により実施することが可能となっている。今後、センターより利用にあたり、

- ・ 各自治体等とセンターとのeラーニング受講に関する申込方法
- ・ 受講費用（実施主体からの受講申込者数に応じて金額を設定する予定。  
例：受講者数が50人以下の場合5万円、50人を超過し100人以下の場合は10万円といった受講申込者50人単位での受講費用の設定）
- ・ 受講申込者数の提出（個人情報保護に配慮し、自治体等から受講申込者数の提出により、受講可能となる仕組みを想定）
- ・ 各自治体等は、受講者のeラーニング研修受講の進捗状況等についてシステム上での閲覧が可能となる仕組みを設定。
- ・ eラーニングの受講が修了した時点で受講者はシステム上から受講証明書を発行することが可能となる仕組みを設定 等

に関する実施要項等をお知らせする予定なのでご留意願いたい。各自治体においては、様々な勤務形態の介護従事者等に研修機会を確保する観点からも、改めてeラーニングを活用した認知症介護基礎研修の実施をご検討いただくようお願いする。

なお、認知症介護基礎研修の実施に要する経費については、eラーニングを含め、平成28年度予算案において、地域医療介護総合確保基金のメニューの一つとして新たに追加しているところであるので、積極的に活用をお願いしたい。

## **(2) 歯科医師、薬剤師及び看護職員の認知症対応力向上研修の実施について**

歯科医師、薬剤師及び看護職員の認知症対応力向上研修の実施については、昨年 10 月に開催した「都道府県・指定都市認知症施策担当者会議」においてご案内しているとおり、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、来年度から各都道府県及び指定都市において研修が開催されるよう、今年度老人保健健康増進等事業において、標準カリキュラムの作成や伝達研修を実施してきているところである。

標準カリキュラムについては、別添のとおり、歯科医師や薬剤師向けに 200 分程度のものとしており、看護職員に関しては、一般病院におけるリーダー的な役割の看護職員を対象に 3 日間程度の内容を予定している。標準カリキュラムや標準テキストについては、別途、ホームページ等においてご案内する予定であるので、管内市町村や関係機関への周知をお願いする。

また、歯科医師・薬剤師認知症対応力向上研修の伝達研修については、既に先月、歯科医師や薬剤師分について開催したところであるが、看護職員については、今後、実施する予定であるので、改めてご案内する。

これらの研修の開催に要する経費は、平成 28 年度から地域医療介護総合確保基金の新たなメニューとして追加しているもので、各都道府県におかれては、標準カリキュラムや標準テキストを参考に各関係団体と密接に連携の上、計画的な養成がなされるよう、管内の認知症の対応力向上に向けた体制を構築されたい。

歯科医師認知症対応力向上研修 標準的なカリキュラム（案）

	研修内容	
I 基本 知識	ねらい	認知症の人や家族を支えるために認知症対応の基本知識を習得する
	到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の現状および病態やその特徴を理解できる</li> <li>● 認知症診療・ケアの概要とプロセスを理解できる</li> </ul>
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 認知症施策の現状</li> <li>② 認知症の特徴（認知機能障害と行動・心理症状）</li> <li>③ 各病型の特徴と症例</li> <li>④ 画像診断やアセスメントの概要</li> <li>⑤ 認知症治療薬や薬効の概要</li> </ul>
II かかり つけ歯 科医の 役割	ねらい	認知症の人の神経心理学的症状を理解し、配慮した歯科治療を行う 歯科医療機関全体で認知症の人や家族への支援を行う基本的知識を得る
	到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● かかりつけ歯科医の役割の理解</li> <li>● 認知症の人(疑いを含む)の神経心理学的症状の理解</li> <li>● 神経心理学的症状に配慮した歯科治療上の配慮</li> <li>● スタッフ教育および歯科医院全体で行う患者・家族への支援</li> </ul>
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① かかりつけ歯科医(歯科医療機関)の役割</li> <li>② 歯科診療において注意すべき気づきのポイント</li> <li>③ 認知症の人の歯科治療をスムーズに進めるための視点</li> <li>④ 歯科診療所で起こる BPSD に対する対応</li> <li>⑤ 治療計画とケアの計画の立案のしかた</li> <li>⑥ 歯科医療機関の管理者の役割</li> </ul>
III 連携・ 制度	ねらい	認知症の人を支えるための医療・介護、地域が連携した生活支援の重要性を理解する
	到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の人を地域の連携体制で支える仕組みとかかりつけ歯科医の役割について理解する</li> <li>● 介護保険制度で利用できるサービスについて、本人・家族に説明することができる</li> <li>● 成年後見制度・高齢者虐待防止法等の権利擁護の仕組みの概要を説明することができる</li> </ul>
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービス担当者会議でのかかりつけ歯科医の役割</li> <li>② ケアマネジャーとの連携</li> <li>③ 認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等の仕組み</li> <li>④ 若年性認知症の現状と支援の制度</li> <li>⑤ 成年後見制度、高齢者虐待の現状</li> </ul>

薬剤師認知症対応力向上研修 標準的なカリキュラム（案）

		研修内容
I 基本	ねらい	認知症の人を知り、薬剤師の役割を理解する
	到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症施策(新オレンジプラン)を理解できる</li> <li>● 認知症の概要を理解できる</li> <li>● 薬剤師の役割について理解できる</li> </ul>
	主な内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 認知症施策の現状</li> <li>② 薬局・薬剤師の役割</li> <li>③ 各病型の特徴・症例、軽度認知障害とは</li> <li>④ 観察のポイント（アセスメント）</li> </ol>
II 対応	ねらい①	i) 服薬管理 医薬品の認知機能への影響や、認知症の薬物治療について理解する
	到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 薬剤性イベントが理解できる</li> <li>● 認知症の薬物治療について理解できる</li> <li>● BPSD および用いられる医薬品について理解できる</li> <li>● 認知症の人への対応について理解できる</li> </ul>
	主な内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 認知症に使われる薬（効能・効果・副作用・作用機序）</li> <li>② 認知症治療薬の使用上の注意点</li> <li>③ 薬物以外の療法とケア</li> <li>④ 服薬の継続管理におけるポイント</li> <li>⑤ 認知症の人・家族への支援</li> </ol>
	ねらい②	ii) 気づき・連携 認知症の疑いがある人に気づき、関係する他の職種・機関と連携して対応する重要性を理解する
	到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の初期症状や日常生活上の行動の変化を説明することができる</li> <li>● 認知症の疑いのある人を発見した場合の連携について説明することができる</li> </ul>
	主な内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 早期発見・早期対応や多職種連携の意義</li> <li>② 「気づき」から「つなげる」ための情報収集</li> <li>③ カンファレンス等での薬局・薬剤師の役割</li> <li>④ 徴候からの気づき、服薬状況からの気づき、医師へのフィードバック（事例を通じて）</li> </ol>
III 制度	ねらい	認知症の人を支えるための医療・介護、地域が連携した生活支援の重要性を理解する
	到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の人を地域の連携体制で支える仕組みとかかりつけ薬剤師の役割について理解する</li> <li>● 介護保険制度で利用できるサービスについて、本人・家族に説明することができる</li> <li>● 成年後見制度・高齢者虐待防止法等の権利擁護の仕組みの概要を説明することができる</li> </ul>
	主な内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域包括ケアシステム、介護保険制度、</li> <li>② 医師やアマネジャーが薬局・薬剤師に望むこと</li> <li>③ 認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等の仕組み</li> <li>④ 若年性認知症の現状と支援の制度</li> <li>⑤ 成年後見制度、高齢者虐待の現状</li> </ol>

## 看護職員認知症対応力向上研修 標準的なカリキュラム（案）

		研修内容
I 基本知識 講義 (180)	ねらい	認知症患者の入院から退院(支援)までのプロセスにそって、基本的な知識を習得する
	到達目標	●病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修の講師を行える
	主な内容	①急性期病院での認知症の現状、認知症の病態、症状 ②せん妄の基本的な知識、予防、発見、対応 ③認知機能障害に配慮をした身体管理 ④認知機能障害に配慮をしたコミュニケーションの基本 ⑤情報共有、退院調整、身体拘束、治療同意についての基本的な知識 ⑥管理者による取り組みの重要性 ⑦認知症に特有な倫理的課題と意思決定支援
II 対応力向上 講義 (330) 演習 (150)	ねらい	基本知識編の講義を踏まえて、個々の認知症の特徴・症状に対するより実践的な対応力（アセスメント、看護方法・技術、院内外連携手法）について習得する。
	到達目標	●基礎となる専門的知識によって、病院勤務の医療従事者向け研修の実施、マネジメント体制の検討を進められる。 ●せん妄について、認知症との違いを理解し、特有の対応を適切に行える ●退院支援に必要なアセスメントを実施し、適切に院内外に連携することができる
	主な内容	①認知症患者の身体管理と一般病院に求められる役割について ②認知症患者の世界観の理解、中核症状の理解、基本的な評価方法（アセスメント） ③認知症の疾病経過の理解と疾病段階を踏まえた看護・支援のあり方 ④認知症を疑った場合の初期対応として実践すべき看護、初期集中支援 ⑤チームや病棟内での情報共有、部門間での情報共有 ⑥BPSDの予防と病棟での環境整備、BPSDの理解とアセスメント、看護方法 ⑦せん妄の病態、診断・同定、認知症との鑑別 ⑧せん妄の対策（予防および早期発見、早期対応） ⑨退院調整での課題（特に再入院や緊急入院を防ぐためのコーディネートについて議論） ⑩地域連携（在宅医療、地域包括ケアの知識、退院時の情報提供、介護施設との連携） ⑪(演) 事例検討（看護計画立案を通じて：認知症1例、せん妄1例）
III マネジメント 講義 (180) 演習 (240)	ねらい	施設全体および部門ごとのマネジメント（人員、環境、情報管理等）の実践的な対応方法およびスタッフ研修計画策定や教育技法等の教育技能を習得する。
	到達目標	●各施設の実情に応じた認知症への対応方法を検討し、適切なマネジメント体制を構築できる。 ●自施設においてエンドユーザー研修(本研修 I 基本知識編相当)を実施できる。
	主な内容	①認知症が絡む問題の事例を収集、見返し、フィードバックをする体制 ②病棟内、部門間での情報共有、人の配置 ③コンサルテーション体制（院内・地域内での専門家へのアクセスの確保） ④標準的な対応手順・マニュアルの検討整備（認知症の療養・退院支援、BPSD、せん妄） ⑤施設内での目標設定・研修計画のたて方、教育技法 ⑥エンドユーザー研修を実施する上でのポイント、教育の要点の伝達 ⑦(演) 自施設の現状の検討、振り返り ⑧(演) 自施設内でのマネジメント体制の検討、研修実施計画の立案